

I 教職員の資質能力の向上に関する国の動向

- 第2期教育振興基本計画において、「教員の資質能力の総合的な向上」を基本施策として位置付け、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会・学校と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定した養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築することとしている。
- 具体的には、教職大学院の発展等による修士レベルの課程の質と量の充実や教職大学院への研修派遣による中核となる人材の育成システムの構築などである。
- 特に、国立大学については、ミッションの再定義を通して社会的な役割を明確化するとともに、教員養成大学・学部については、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換（学校現場での実習等の実践的な学修の強化等）、組織編成の抜本的見直し・強化（小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、いわゆる「新課程」の廃止等）の推進など、初等中等教育を担う教員の質の向上のための機能強化が求められている。

1 中央教育審議会答申（H24.8月）

- 中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」では、基本的な考え方として、教育委員会・学校と大学の連携・協働により、修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量を充実することや、「学び続ける教員像」を確立するため、現職研修プログラムを改善し、教員の養成・育成の高度化を図ることを提言しており、具体的には、次の取組を推進することを示している。

■ 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

- 国公立大学の学部における教員養成の充実に向けて、学校教育の教科内容を踏まえた授業内容の構成、修士レベルの課程への接続を念頭に置いたカリキュラムの開発、学校への長期インターンシップ等、教育実習以外で一定期間学校現場等を体験する機会の充実などの養成カリキュラムの改善や、大学の特色や強みを生かした大学間連携、教育課程の共同実施など、組織体制の改善について取り組むこと。
- 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善に向けて、教職大学院の拡充、特に、未設置県における大学と教育委員会との連携・協働による設置推進、国立教員養成系の修士課程については、教職大学院を主体とした組織体制への移行、国公立大学の学部・修士課程間、大学間の連携の推進などの多様な大学間連携により、各大学が修士レベルの教員養成において積極的な役割を担うこと。
- 初任者研修の改善については、教育委員会と大学の協働等による教職大学院等と連携・融合した初任者研修等の初任段階の研修の高度化や長期的な新人教員支援システムの構築、また、教員採用の在り方については、大学での学習状況や教育実習の状況について採用選考の際の評価に反映する方法を検討すること。

■ 現職段階及び管理職段階の研修等の改善方策

- 教育委員会・学校と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化や、校内研修の質・量の充実、大学教員、教職大学院を修了した教員等の校内研修の企画等への参画など、現職研修等の改善に向けた取組。
- 教職大学院、教員研修センター等の連携・協働による管理職、教育行政職員の育成システムの構築、マネジメント力を身につける管理職、教育行政職員育成プログラムの開発など、管理職の資質能力の向上に向けた取組。

■ 教育委員会、大学等の関係機関の連携・協働

- 管理職や教員に求められる資質能力の明確化や、実践的指導力を育成する教員養成カリキュラムの開発、教員養成段階の学習評価基準の作成、教育実習や学校現場体験の効果的な実施方法の検討、教職大学院と都道府県の教育センターとの一体的な体制の構築などについて、教育委員会、大学等が協働で取り組むこと。

2 国の第2期教育振興基本計画（H25.6月閣議決定）

- 国の教育振興基本計画においても、中央教育審議会の答申を踏まえ、基本施策4として、「教員の資質能力の総合的な向上」を位置付け、基本的な考え方として、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定した養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築することを示すとともに、具体的には、次の取組を推進することとしている。

■ 学び続ける教員を支援する仕組みの構築—養成・採用・研修の一体的な改革—

- 教員として適性のある優れた人材を確保するとともに、教員が高度な専門的知識と実践的指導力を身につけることができるよう、修士レベル化を想定しつつ、教職生活の全体を通じて教員が学び続ける基盤の整備を図るなど、養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。

■ 大学・大学院における教員養成の改善

- 学部レベルにおいては、学校現場での体験機会の充実などを通じて、いじめをはじめとする生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを推進すること、また、教職大学院の発展等により、修士レベルの課程の質と量の充実を図ること、さらに、一般の研究科における教員養成機能の強化を図る観点から、専修免許状の取得において実践的科目を必修化する等の取組を進める。

■ 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

- 適性のある優れた人材を確保するため、選考方法等の改善を進めるとともに、社会人や大学院修了者等の幅広い登用を進めるため特別免許状や特別非常勤講師制度の活用を促す。

■ 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化

- 優れた教員については、教職大学院への研修派遣を通じてマネジメント等について修得させ、管理職や指導主事に登用するなど、各学校や地域の中核となるべき人材の育成システムの構築を図る。
- 初任者研修をはじめとする現職研修のより一層の充実・高度化を推進するとともに、研修等定数の効果的な活用を進める。
- 都道府県教育委員会において大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の仕組みが構築されるよう先導的な取組に対する支援を行うとともに、退職教員を活用した研修の推進等の支援を行う。これらの取組を通じて、専修免許状の取得の促進を図る。また、教員免許更新制については、受講者のニーズに応じた講習の質の向上など、制度の運用面での課題や、その在り方について検討を進める。

3 教育再生実行会議提言 (H25. 5 月) 及び教育再生実行本部提言 (H25. 5 月)

- 政府に設置されている教育再生実行会議においては、第3次提言として、大学教育の在り方について提言しているが、その中で、初等中等教育を担う教員の質の向上に向け、教員養成系大学・学部においては、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、学生の学校現場でのボランティア活動の推進など、大学と学校現場との連携を強化することが提言されている。
- また、自民党に設置されている教育再生実行本部は、「新入材確保法の制定部会」の提言として、「教師インターン制度」の導入や教師になった者への奨学金返還免除制度の創設、「教師大学院」(教職大学院) 修了者の優先採用と採用試験免除、教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開、社会人採用枠の創設による英語や理数、ICTなどに長けた者や青年海外協力隊などの多様な経験を有する社会人の採用増などの教師の養成・採用の抜本改革や、「教師大学院」での現職研修を充実し、学校マネジメントを重点的に学修したことを管理職の登用資格とすること、校長等への管理職手当の改善、部活動手当の倍増など、管理職登用の資格化とメリハリある処遇について提言している。

4 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方（H25. 6月文部科学省）

- 急速な少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化等我が国が直面している課題を背景に、社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった責務に大学が応えるために、社会における大学の機能の再構築に取り組んで行く必要がある。
- 現在、国立大学については、「大学改革実行プラン」（平成24年6月）を踏まえ、「ミッションの再定義」を始点とした機能の強化に取り組んでおり、教育再生実行会議第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」や「第2期教育振興基本計画」等を踏まえつつ、第2期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間を「改革加速期間」として設定し、以下に示す観点を中心としてさらに機能の強化に取り組むこととしている。

1. 「ミッションの再定義」を通じて、各大学の有する強みや特色、社会的役割を明らかにする。
2. 大学のガバナンス改革、学長のリーダーシップの発揮を通じて、各大学の有する強みや特色、社会的役割を踏まえた主体的な改革を促進する。
3. 人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成を進める。
4. イノベーションを創出するための教育・研究環境整備を進め、理工系人材の育成を強化する。
5. 人事・給与システムの改革を進め、優秀な若手研究者や外国人研究者の活躍の場を拡大する。
6. 国立大学として担うべき社会的な役割等を踏まえつつ、各専門分野の振興を図る。
教員養成大学・学部については、今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る。具体的には、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換（学校現場での実習等の実践的な学修の強化等）、組織編成の抜本的見直し・強化（小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、いわゆる「新課程」の廃止等）を推進する。
7. 「国立大学改革プラン」（仮称）を策定するとともに、運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。

■ 国立大学の機能強化に向けた取組の推進

- こうした提言等を踏まえ、国立大学の機能強化に向けた取組を強力に推進するため、28年度をゴールとする3年の工程のうち、25年度をプランの段階として、グローバル化やイノベーション機能の強化、人事給与システムの弾力化をテーマに各大学と意見交換を行っており、大学の規模等に応じて配分される運営費交付金についても抜本的に見直し、各大学の強み、特色を活かした機能強化構想へ配分することとしている。

- 教員養成分野のミッションの再定義においては、全国の44大学を次の3つの類型に分けて整理するとともに、文部科学省は、該当大学との間で次の観点から意見交換を実施している。

広域拠点型を目指す大学

所在する都道府県を主としつつ、広範にわたり教員を輩出するとともに、当面、教職大学院と修士課程を併設するなど、広域地域の拠点型機能を目指す単科大学等

地域密接型を目指す大学

所在する都道府県の教育委員会との密接な連携により、地域における教員養成・現職研修の中核的機能を担う総合大学等

大学院（現職教員再教育）重点化を目指す大学

大学院教育を中核に位置付け、我が国の現職教員再教育の拠点型機能を目指すとともに、実践的な学士課程教育により学校現場の課題に対応できる教員の養成を主たる目的として設置された新構想の大学

※ ミッションの再定義に向けた意見交換のポイント（地域密接型）

- ・ 学校現場での指導経験のある大学教員の割合の向上
- ・ 教育委員会との意見交換を行う会議の設置
- ・ 教員養成機能の強化
- ・ いわゆる「新課程」の廃止
- ・ 教職大学院の設置

5 大学院段階の教員養成の改革と充実等について (H25. 10 月協力者会議)

- 文部科学省は、中央教育審議会答申において、当面の改善方策として提言された、「教職大学院の教育課程の見直し」、「教職大学院の教員組織の見直し」、「国立の教員養成系修士課程の改善」、「専修免許状の在り方の見直し（一定の実践的科目の必修化推進）」等の具体化に向けて専門的見地から検討するため協力者会議を設置し、報告をまとめている。
- 大学院レベルの教員養成は、学校課題に即した学校マネジメント、教科指導、生徒指導、学級経営などについて、専門的知見に基づく高度の実践的指導力を修得させることにより、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員及び管理職候補者をはじめとするスクールリーダーとなるような現職教員として、他の教員集団を指導し得る中核的な教員を養成する意義を有しており、その改革と充実に向けて、次のような方策を提言（概要）している。

■ 今後の大学院段階の教員養成機能の在り方の方向性

- 専修免許状の認定課程を有する国公立大学の教員養成系以外の修士課程は、教科等の一定の分野について学問的な幅広い知識等を強みとする教員を養成する。
- 国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行する。

■ 教職大学院の在り方

- 共通に開設すべき授業科目（共通5領域）は、各領域を均等に履修させる考え方を改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定できるようにする。
- 当面、必置の専任教員が他の学位課程を兼ねることができる措置（ダブルカウント）を行う方向で検討する必要がある。
- 当面、実務家教員比率は現行どおり4割以上を維持する。

■ 国立の教員養成系修士課程の改善

- 研究指導教員等の配置について、設置する専攻の教育課程等に応じた適切な規模の教員組織を編制できるよう、現行規定の改正を検討する必要がある。

■ 専修免許状の在り方

- 理論と実践の往還を重視した実践的科目を必修としていくことを促進する。

■ 教職課程に関する情報の公表

- すべての課程認定大学に対し、情報の公表を義務付けるとともに、具体的な内容を定める必要がある。

